

駅前1号公園(広場)整備工事

公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

令和8年度 都公 第1号 駅前1号公園(広場)整備工事

(2) 目的

駅前1号公園において、子育て世帯の安心・快適な空間を確保するため年齢に応じた遊びや親の見守り・休憩機能を確保できるよう整備を行うにあたり、公募型プロポーザル方式により企画提案を求め、その内容、能力等を総合的に比較検討し、最も適格と判断される事業者を選定し、公園の利活用を活性化し駅周辺地域の賑わい創出を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

別途定める「駅前1号公園(広場)整備工事 仕様書」のとおり。

(4) 事業場所

高知県宿毛市駅前町一丁目701

(5) 工事期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(6) 見積限度額

96,404千円(消費税額及び地方消費税額を含む)を上限とし、提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は受け付けない。

2 資格要件

この事業に参加できる者は、次の要件を満たす者とする。なお、参加資格要件を満たさなくなった場合、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加意向申出書等の提出時において、宿毛市建設工事指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
※参加意向申出書等の提出期限の日から契約締結までの間に、宿毛市から指名停止等の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする
- (3) 次のいずれも行っていない者であること。手続を行った者にあつては、その手続開始後に市長が別に定める手続により、資格の再認定を受けている者であること。
 - ① 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく、破産手続開始の申立て
 - ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく、会社更生手続開始の申立て
 - ③ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づく、特定債務等の調整に係る調停の申立て
 - ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく、再生手続開始の申立て
- (4) 宿毛市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 24 年宿毛市規則第 28 号）第 4 条各号のいずれにも該当する者でないこと。
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 43 号）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反するとして、公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発又は逮捕されていない者、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者
- (6) 役員又は使用人等が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条に違反する容疑により、逮捕されていない者、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者
- (7) 次の資格を有すること。
高知県入札参加資格（造園工事）又は宿毛市入札参加資格（造園工事）を有するものであること。
- (8) 宿毛市建設工事共同企業体取扱要領第 6 条第 1 項第 3 号による特定建設工事共同企業体による参加も可能とする。その場合の結成方法は自主結成方式とする。

- (9) 特定建設工事共同企業体の構成員は、2者とし、その組み合わせは、(10)に示す「代表構成員」の資格要件を満たす1者、及び(11)に示す「その他の構成員」の資格要件を満たす1者との組み合わせとする。
- (10) 特定建設工事共同企業体の「代表構成員」となる者に必要な資格要件に関する事項
前項に定めるもののほか、次に掲げる事項を全て満たす者とする。
- ア 国内に主たる営業所（本社又は本店をいう。以下同じ。）を置く者又は四国内の営業所等を受任者とする者で、入札参加資格者名簿に「造園工事」の登録がされている者
- イ 次の要件を満たす監理技術者を専任で配置できること。
- ① 申請日において代表構成員に3カ月以上雇用されている者
 - ② 建設業法第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されているいわゆる経営業務の管理責任者又は第7条第2号若しくは第15条第2号に規定されている営業所の専任技術者（許可業種問わない。）でないこと。
 - ③ 1級土木施工管理技士又は1級造園施工管理技士の資格を有する者であること。
- (11) 特定建設工事共同企業体の「その他の構成員」となる者に必要な資格要件に関する事項
次に掲げる事項を全て満たす者とする。
- ア 建設業法に基づく「土木一式工事」の許可を受けている主たる営業所の所在地が宿毛市内の者で、入札参加資格者名簿に「土木一式工事」の登録がされている者
- イ 令和8年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における「土木一式工事」の格付けがA等級又はB等級の者であること。
- ウ 次の要件を満たす主任技術者を専任で配置できること。
- ① 申請日においてその他の構成員に3カ月以上雇用されている者
 - ② 建設業法第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されているいわゆる経営業務の管理責任者又は第7条第2号若しくは第15条第2号に規定されている営業所の専任技術者（許可業種問わない。）でないこと。
 - ③ 1級土木施工管理技士又は1級造園施工管理技士の資格を有する者であって、土木一式工事における監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

- (12) 特定建設工事共同企業体の出資比率
- ア 代表構成員の出資比率は、構成員中最大とすること。
 - イ その他の構成員の出資比率は、30%以上とすること。
- (13) 特定建設工事共同企業体による本プロポーザルの参加希望者は、6に掲げるもののほか(14)に掲げる申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、受付期間中に、申請書及び資料を提出しない者ならびに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することはできない。
- (14) 申請にあたって提出が必要な書類
- ア 特定建設工事共同企業体参加資格審査申請書(別紙2-7)
 - イ 特定建設工事共同企業体協定書(別紙2-8)、使用印鑑届、特定建設工事共同企業体委任状の原本
 - ウ 単体事業者又は代表構成員の特定建設業の許可証明書の写し及び特定建設工事共同企業体の場合は、その他の構成員の建設業の許可証明書の写し(入札時に有効であるもの)国土交通省あるいは都道府県知事発行の建設業の許可通知書の写しでも可。
 - エ 最新の経営事項審査結果通知書の写し(共同企業体の場合は代表構成員のみで可)
 - オ 監理技術者・主任技術者の資格及び経歴(別紙2-9) ※構成員別に提出
 - カ 特定建設業共同企業体の場合は(10)イ及び(11)ウの各要件を満たす者であるかを判断できる挙証資料一式 ※構成員別に提出(例:各資格者証・監理技術者資格者証・監理技術者講習修了証及び健康保険証等の写し)
- (15) 構成員が、本事業の参加者である他の共同企業体の代表者、構成員のいずれも兼ねていないこと。また、協力会社(参加者と同一組織でない事務所であり、専門分野において技術の提供等を行う事務所)を加えることは可とするが、その協力会社が本工事の他の参加者として参加申し込みをしていないこと。
- (16) 本年度を除く過去10ヶ年度から本事業の公告日までに1つの工事で5,000万円以上の遊具に係る工事または製品を納入した実績を有すること。共同企業体による参加の場合は代表構成員が公園施設等における同種の経験を有すること。

- (17) 配置予定技術者は、(16) の経験を有することに加え、(10) イの各要件を満たす監理技術者を専任すること。
- (18) このプロポーザル方式及びその後の請負契約の締結について、不正又は不誠実な行為をしないことを誓約できる者であること。
- (19) 次のいずれかに該当することが明らかとなった場合は参加資格を喪失し、提出された提案書は無効とする。
- ア 資格要件を満たさなくなった。
 - イ 提出書類に虚偽の記載をした。
 - ウ 提出書類に不備があった場合、又は指示した事項に違反した。
 - エ 審査委員、宿毛市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた。

3 日程（予定）

- ・ 5月20日（水） 募集要領公告・募集開始
- ・ 5月27日（水） 17時00分必着質疑書提出締切
- ・ 6月1日（月） 質疑書への回答をホームページに掲載
- ・ 6月3日（水） 12時00分必着参加意向申出書等提出締切
- ・ 6月上旬 一次審査（書面審査）※参加者が6者以上の場合のみ実施
- ・ 6月5日（金） 参加資格者（一次審査結果）の決定通知
- ・ 6月19日（金） 12時00分必着企画提案書提出締切
- ・ 6月30日（火） 二次審査（プレゼンテーション）
- ・ 7月6日（月） 審査結果通知
- ・ 7月中旬 契約の締結
- ・ 契約締結後 工事開始

4 説明会

説明会は開催しないものとする。

5 質疑・回答

質疑は、12 問い合わせ先で令和8年5月27日（水）17時00分まで、別紙1により持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）、電子メールで受け付ける。電子メールによる場合は、電話により着信を確認すること。質疑と回答の内容は、令和8年6月1日（月）までに宿毛市公式ホームページに掲載する。

6 参加意向申出及び資格要件の確認（一次審査）

プロポーザルに参加意向のある事業者は、次表に掲げる書類により申し込むこと。

(1) 提出書類、様式及び提出部数等

提出書類の名称	備考
(別紙2) 参加意向申出書	A4縦、片面
(別紙2-2) 会社概要書	A4縦、片面
(別紙2-3) 市税の調査に関する同意書	A4縦、片面
(別紙2-4) 誓約書	A4縦、両面
(別紙2-5) 工事(納入)実績調書	A4縦、片面
別紙2-5で記載した工事のCORINS竣工登録又は契約書、仕様書等(遊具設置がわかるもの)の写し	A4
(別紙2-6) 実施体制調書	A4縦、両面 配置予定者においては各資格者証・監理技術者資格者証・監理技術者講習修了証及び健康保険証等の写しを添付

提出方法等

ア 提出方法

持参、郵送(書留郵便、又は配達証明に限る。)又は、電子メールで提出する場合は、電話により着信を確認すること。

イ 提出期限

令和8年6月3日(水)12時00分(必着)

ウ 提出先

宿毛市都市建設課

〒788-8686 宿毛市希望ヶ丘1番地

電話：0880-62-1251

電子メール：kensetu@city.sukumo.lg.jp

(2) 一次審査

一次審査においては、各応募者の実績について事務局にて以下一次審査基準に示す配点に基づき採点を行い、審査委員会は、評価点合計上位5位程度を一次審査通過者として選定する。

一次審査基準

提出された一次審査にかかわる参加表明書に記載された実績等について、次の項目を評価する。

会社の実績	会社の本年度を除く過去10ヶ年度から本工事の公告日までに1つの工事で同種の実績	5,000万円以上元請	1件につき1.5点
		5,000万円未満元請	1件につき1点
		下請	1件につき0.5点

(3) 参加資格審査の結果通知

都市建設課で、提出のあった参加意向申出書と関係書類に基づいて資格要件および実績を確認し、その結果を令和8年6月5日（金）をめぐりに電子メールにて通知する。

(4) 一次審査を通過しなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち、一次審査を通過しなかった者に対しては、その理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（市の閉庁日を除く。）以内に、書面により、市長に対して資格要件が満たなかったことに対する説明を求めることができる。

イ 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（市の閉庁日を除く。）以内に、書面により回答する。

7 企画提案書の提出（二次審査）

(1) 提出期限 令和8年6月19日（金）12時00分必着

(2) 提出書類

書類	様式
企画提案書（表紙）	
企画提案書	様式自由
工事工程表	様式自由
工事見積書	別紙2-11を様式に内訳として遊具の数、面積等を明確にして積み上げすること。

(3) 工事実施体制

主任技術者及び現場代理人は、専任とすること。また、参加表明以前に、3ヶ月以上の直接的な雇用関係がある者であること。

(4) 企画提案書（様式自由）

A4判又はA3判折りたたみA4製本で作成し、本文の文字サイズは、10ポイント以上とし、以下について記載すること。

また、作成にあたっては、仕様書に基づき、以下の項目についての検討の際に留意した点を含み、簡潔かつ要領よくまとめること。

- ・事業計画（案）の作成（コンセプトを含む）
- ・提案遊具の配置図（完成予想イメージパース）
- ・遊具等の外観・寸法や材質の分かる構造図（平面図・立面図等）

工事を実施するうえでの基本的な考え方、遊具のコンセプト、円滑に事業を進めるうえでの体制その他の自由な提案等について記載すること。

提案者の独自の調査研究により、本工事に関する関係事情を十分理解した上で、見積金額の範囲内で提案者が責任を持って履行できる内容とすること。

(5) 提出部数 8部

(6) 提出先および提出方法

12 問い合わせ先まで、持参又は郵送（一般書留、簡易書留、特定記録郵便に限る。）により提出すること。

※なお、持参する場合は事前に連絡し、日程調整（土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時）を行うこと。郵送の場合は、封筒（会社名を記載してあるもの）に朱書きで「プロポーザル企画提案書在中」を明記し、収受のトラブルを未然に防ぐため、郵送した旨を電話にて問い合わせ先へ連絡すること。

(7) 提出書類の取扱い、開示、費用負担

- ア 提案は1者1提案までとする。
- イ 提案に要する費用は参加者の負担とする。
- ウ 提出された書類は、返却しない。
- エ 提出された書類は、必要に応じ複写する。（市及び審査委員会での当該業務における使用に限る。）
- オ 提案書を受け付けた後の追加・修正は、原則認めない。
- カ 契約者以外の提案内容は、提案した者の承諾なしには利用しない。

- キ 提出された提案書等は、宿毛市情報公開条例（平成13年宿毛市条例第26号）に基づく情報公開請求があった場合及び議会へ説明する場合においては、公開することとする。なお、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第6条第3号の規定により非開示となるため、参加者がそれに該当すると考える情報を企画提案書の提出時に非開示理由書（別紙2-10）を合わせて提出すること。ただし、開示・非開示の判断は非開示理由書に基づき行うものではなく、非開示理由書を参考に同条例に基づき市が客観的に判断する。
- ク 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- ケ 仕様書の記載内容については、工事を進めるうえで、軽微な変更を行う場合がある。
- コ 提出書類は、キの場合を除き、提案者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

8 プレゼンテーション

(1) 実施日時・場所

令和8年6月30日（火） 宿毛市役所3階 会議室302・303

（※開始日時等は、企画提案プレゼンテーション案内送付時に通知します。）

(2) 実施時間

1事業者につき40分以内（プレゼンテーション20分以内、質疑応答20分以内とする）

(3) その他

- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・プレゼンテーションで使用する機材等がある場合は、事業者で用意すること。
- ・プレゼンテーションは提出された資料を基に行うこと。追加提案の説明や追加資料の配布は、原則認めない。

(4) 二次審査

二次審査においては、一次審査通過者から提出された企画提案書についてプレゼンテーション及び質疑応答を経て内容を審査する。以下基準に記す配点に基づき採点を行い、企画提案の評価点合計から委員毎の順位を付け、一位獲得数が最多のものを「最優秀提案者（優先交渉権者）」、二位を「優秀提案者（次点交渉権者）」として選定する。

本プロポーザルの審査における最低基準点は、審査員の評定の平均点を60点とし、これを下回る者は契約予定者とはならない。また選考の結果、最低基準の点数を上回っている者がいなかった場合、このプロポーザルにおいては契約を行わない。

二次審査基準

書類およびプレゼンテーションの評価は下表の基準により行う。

審査項目	審査の視点	配点		評価の基準
基本的な考え方	提案内容の的確性	10	10	仕様書を的確に踏まえ、課題を理解・分析した上で明確かつ具体的に提案されているか。
	企画内容の表現性	10	10	デザイン、レイアウトが見やすく、独自の工夫や提案の強みが明確で実現性があるか。
実施内容	象徴性	10	10	遊具の色調、配置等がシンボリックかつ統一感のある魅力的な整備となっているか。
	利便性、滞在性	10	10	利用者の利便性や滞在性、遊びやすさに配慮しているか。
	魅力、デザイン	15	15	好奇心を掻き立て、様々な遊びの形態を提供でき、何度も遊びたくなる遊具を提案しているか。
	安全性の配慮	15	15	幼児・児童の動線が考慮されているか。案内板の設置等の安全対策が適切に講じられているか。
維持管理	耐久性	10	5	劣化の軽減に配慮し、耐用年数が長く耐久性のある材料を使用しているか。
	点検・修繕		5	点検及び修繕を容易に行うことができる材質・構造となっているか
取組意欲	熱意、プレゼンテーション能力	10	10	自社の提案を、具体的に自信を持って回答できるか。
経済性	宿毛市への経済貢献	5	5	地元雇用や地域経済への活性化に対する配慮
	見積金額	5	5	提出されたすべての見積金額を比較する相対評価とする。

二次審査配点評価比率

		配点評価比率					
		配点	極めて 良好	良好	普通	やや 不十分	不十分
基本的な 考え方	提案内容の的確性	10.0	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2
	企画内容の表現性	10.0					
実施内容	象徴性	10.0					
	利便性、滞在性	10.0					
	魅力、デザイン	15.0					
	安全性の配慮	15.0					
維持管理	耐久性	5.0					
	点検・修繕	5.0					
取組意欲	熱意、 プレゼンテーション能力	10.0					
経済性	宿毛市への経済貢献	5.0					
	見積金額	5.0	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2

(5) 再審査

一位の者が複数いる場合は、二次審査基準における実施内容の総得点順により優先交渉権者と次点交渉権者を選定する。

(6) 審査結果の通知

審査結果は、7月 6日（月）までに二次審査の参加者に文書で通知する。なお、審査結果は宿毛市情報公開条例（平成13年宿毛市条例第26号）に基づく開示請求があった場合には開示の対象となる。

<宿毛市情報公開条例>

https://www.city.sukumo.kochi.jp/reiki_int/reiki_honbun/o309RG00000064.html

(7) 理由説明要求

候補者とならなかった者は、都市建設課にその理由について説明を求めることができるものとし、期間は通知日の翌日から7日とする。

9 契約手続

- (1) 工事の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。選定後に、優先交渉権者と市は、企画提案の内容を基に、業務の履行に必要な具体的な履行条件等について協議と調整（以下「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進む。7日以内に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者と市が交渉を行う。
- (2) 工事請負契約の締結に当たり、契約の保証として、請負代金額の10分の1以上の金額を保証する次の各号のいずれかを納付し、又は提出しなければならない。
 - ア 契約保証金
 - イ 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関又は保証事業会社の保証書
 - ウ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険による保証に係る証券
 - エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券

10 結果の公表

審査結果の通知時に、候補者の名称・所在地・一位獲得数、そのほかの参加者（「B社」「C社」等と記載）の一位獲得数を市のホームページで公表する。契約締結後に契約相手方、契約締結日、契約金額を公表する。

11 その他

- (1) 仕様書、様式等の入手方法
仕様書、様式等関係書類は当プロポーザル情報ページよりダウンロード
- (2) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退の理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。辞退することによって、今後の市との契約等について不利益な取扱いをするものでない。
- (3) やむを得ない事情等により日程等の変更が生じる場合には、別途通知する。

12 問い合わせ先

宿毛市都市建設課

〒788-8686

宿毛市希望ヶ丘1番地

電話：0880-62-1251

電子メール：kensetu@city.sukumo.lg.jp